

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和4年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第8号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第13項中「附則第4項」を「附則第3項、第4項」に、「附則第8項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改める。

附則第14項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第26項、第33項から第35項まで若しくは第39項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。